

新年度

4/1～4/30入所希望の方

保育認定用

(はじめて保育所等(※)を利用したい方)

令和8年度分 久留米市 子どものための教育・保育

認定申請・入所申込のご案内



※ 保育所等・・・認可保育所、認定こども園の保育認定部分、事業所内保育事業所の地域枠、小規模保育事業所のこと

【目次】

- 申込から入所までの流れ・・・・・・・・・・P2
- 認定要件と必要書類・・・・・・・・・・P4
- 申込前に必ずチェック！・・・・・・・・・・P7
- 申込方法・・・・・・・・・・P8
- こんなときはどうするの？・・・・・・・・P11
- こんなときは必ず連絡を！・・・・・・・・P13
- 保育料について・・・・・・・・・・P14
- 重要事項確認書の内容・・・・・・・・・・P16
- 認定申請書（施設利用申請書）記入例 ・・・・P18

☆第1次入所申込期間☆

窓口申請 令和7年11月4日（火）～令和7年12月10日（水）
17時15分まで

電子申請 令和7年11月1日（土）～令和7年11月30日（日）
第1次入所申込でほぼ入所者が決定します！
できるだけこの日までに申し込みを！

☆第2次入所申込期間☆

窓口申請 令和7年12月11日（木）～令和8年2月16日（月）
17時15分まで

電子申請 令和7年12月11日（木）～令和8年1月31日（土）

申込から入所までの流れ

必要書類の準備（４～６ページ）

園の見学

申請および面接（※）

※入所日時点で０・１歳児クラスのお子さんは面接不要です。

クラスは入所年度の
４月１日時点の
年齢で決まります。



☆第１次入所申込期間☆

**窓口申請 令和７年１１月４日（火）～令和７年１２月１０日（水）
１７時１５分まで**

電子申請 令和７年１１月１日（土）～令和７年１１月３０日（日）

特別な理由がない場合、入所日は**４月１日**です。※入所日からならし保育開始となります。
育休復帰の場合は復帰日前の最大４週間の範囲内で入所申請が可能です。

（例）５月２２日から職場復帰の方は、入所希望日を４月２４日にできます。

※令和７年度中に入所申請をして、待機中の方も、令和８年度の申込みが必要です。

必要に応じて、**締切日までは希望施設の追加・変更ができます。**

電話、窓口（子ども保育課または各総合支所市民福祉課）電子申請（下記 QR コードより）にて承ります。

電子申請
（希望園変更）は
こちら⇒



保育の必要性の事由変更（求職→就労等）があった場合は、締切日までに必要書類を提出すると、保育利用選考基準の**点数が変わる**場合があります。お早めにお問合せください。



第１次 利用調整・入所選考

申請書の内容を「保育利用選考基準」により点数化し、
保育を必要とする度合い（点数）の高い順に入所児童を決定します。



第１次 利用調整・入所選考結果 通知 《令和８年 ２月初旬》郵送

入所が決まった場合は「入所承諾書（保育利用内定通知書）」、
入所が決まらなかった場合は「入所保留通知書」を郵送します。
※入所を辞退した場合は、「入所保留通知書」の発行はできません。





第1次で入所が決まった人
施設から連絡がありますのでお待ちください。



第1次で入所保留となった人



第2次（最終）申込期間

**窓口 令和7年12月11日（木）～令和8年2月16日（月）
17時15分まで**

電子申請 令和7年12月11日（木）～令和7年1月31日（土）

第1次調整後は、2月初旬に受入可能状況を公開します。
申込の後でも第2次（最終）締切日までは希望施設の追加・変更、保育の必要性の事由変更ができます。

施設の受入可能状況
確認はこちら⇒



第2次（最終） 利用調整・入所選考



**第2次（最終）利用調整・入所選考結果 通知
《令和8年 3月初旬》郵送**



第2次で入所が決まった人
施設から連絡がありますのでお待ちください。



第2次で入所保留となった人

最終的に入所保留となった場合、申請書裏面の

「待機する意思」欄の「有」にチェックした方に限り、令和8年度中は、毎月継続して入所選考を行います。

入所決定者の辞退により、繰り上げで入所が決まる場合や、年度途中で入所が決まる場合は、個別にご連絡します。

入所の手続き（契約・支払）

※施設からの説明を聞いて
手続きしてください。



4月上旬 入所・保育料の通知

入所した後、保育料を決めて「保育料決定通知」を送付します（P14）。保護者等の住民税額が確認できない場合は、**最高額**として計算しますので、確定申告や所得課税等証明書の提出などすぐに必要な手続きをしてください。

申し込むっぱ！



認定要件と必要書類

1) 認定（保育認定）とは

お子さんの年齢と保育の必要性等により、その区分を認定します。

○保育認定（2号認定）・・・要件：3歳以上で 2) 3) の要件を満たすこと

○保育認定（3号認定）・・・要件：3歳未満で 2) 3) の要件を満たすこと

2) 保育認定の要件

本市に住所を有し、かつ、保護者（父母とも）が下表のいずれかに該当すること。

保護者の状況	保育の必要量の認定区分	認定の有効期間
1. 就労している ひと月に、64時間以上労働している	保育標準時間 又は 保育短時間	・3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで ・3歳以上児：卒園まで
2. 妊娠中又は出産後間もない	保育標準時間	分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合は14週）の日の属する月の初日から、産後8週の日属する月の末日まで
3. 疾病または心身に障害がある	保育標準時間	・3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで ・3歳以上児：卒園まで 診断書は医師の記載日から半年後の月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで）
4. 親族を常時介護又は看護している ひと月に、64時間以上介護又は看護している	保育標準時間 又は 保育短時間	
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	保育標準時間	
6. 求職活動（起業の準備を含む）中である	保育短時間	入所後3か月間
7. 学校に通っている、職業訓練を受けている ひと月において、64時間以上就学している	保育標準時間 又は 保育短時間	就学期間終了日の属する月の末日まで

※ その他、社会的養護の観点などからお子さんの保育が必要と認められる場合は、保育認定をすることがあります。

3) 利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の就労時間などにより、保育の必要量が2つに区分されます。施設の開所・閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。

『別紙（久留米市認可保育所・認可幼稚園・認定こども園等一覧）』を参照してください。

保育の必要量の区分	保護者の要件（就労等の時間）	最大利用時間
保育標準時間	原則 月 120 時間以上	11 時間／日
保育短時間	原則 月 64 時間以上 120 時間未満	8時間／日

※ お子さんの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は保育短時間認定を受けることができます。

※ 認定された利用時間以外で、施設が「延長保育」を実施している場合は、施設に別に料金を支払って延長保育を利用することができます。

※ 就労時間等が120時間未満であっても、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、お申し出ください。（11 ページ ●保育の必要量の認定について）

※ きょうだい児を出産し、育児休業を新たに取得する場合、育児休業中は短時間保育になります。

4) 必要書類等 (①～②をご確認ください)

※各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成（証明および発行）されたものを有効とします。

① 必須書類等

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。

なお、書類提出の際には面接(※)を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

※入所日時点で0歳児・1歳児のお子さんは面接不要です。(電子申請をおすすめします。)

必要書類等	備 考	チェック欄
認定申請書 (施設利用申請書)	入所希望する お子さん1人につき1枚 必要です。 18～19ページの記入例を参照のうえご記入ください。	☐
保育が必要なことを証明する書類 詳しくは下記の表(※)をご覧ください。	保護者全員分(父1枚・母1枚)必要です。 保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。	☐
保育所等の入所申込に関する 重要事項確認書	内容を確認(チェック欄に✓)のうえ、署名してください。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。 内容は本書の16～17ページでも確認できます。	☐
健康調査票	入所希望する お子さん1人につき1枚 必要です。	☐
親子(母子)健康手帳	お子さんの面接の際に確認させていただきます。 <u>※入所日時点で0歳児・1歳児のお子さんは面接を行いませんが、手帳は必要です。</u>	☐

※保育が必要なことを証明する書類

申請書の理由欄の分類	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者 自営業 農業 内職	・就労証明書 〈証明日が3か月以内の日付のもの〉 ※就労予定の方は、就労開始後に再度就労証明書の提出が必要です。 ※育休中の方も、就労証明書を提出してください。 ※受付期限(締切日)が提出締切となります。 ※保護者1人につき1枚の就労証明書を提出してください。 ※入所予定日時点の就労状況がわかるものを提出してください。	☐	☐
出産	妊娠中・出産後 間もない	・診断書または親子(母子)健康手帳 (出産予定日のわかるもの)	☐	☐
病気	病気療養中	・診断書または障害者手帳など	☐	☐
介護	親族の介護・ 看護	・看護・介護申立書 ・看護・介護される人の 身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、 介護保険証(要介護2～5)、診断書 いずれかをご提出ください。	☐	☐
災害復旧	災害復旧の活動中	・ ^{さい} 申立書 、り災証明書	☐	☐
求職	求職活動中	・ 求職中申立書	☐	☐
就学	就学している又は 職業訓練を受けて いる	・就学証明書 ※自動車学校、通信教育、技能取得のための自主学習等は除きます。	☐	☐

② 状況により必要な書類

※2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。

必要書類	備 考	チェック欄	
		父	母
令和7年度 しよとく か ぜいしやうめいしよ 所得課税証明書	令和7年1月1日に久留米市に住民登録がなかった方は、市町村民税の所得割額 が分かる証明書が必要です。 ※住民登録があっても他市町村に当該年度の市町村民税を納めている方は提出が必要です。 ※同居の祖父母がいる場合は、父母の所得状況などにより、祖父母分も必要な場合があります。	☐	☐
・2024年中の国内・国外での収入がわかる書類 ・2024年中の無収入を証明する書類	世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務などをしている（していた） 場合は、会社発行の給与支払報告書や給与明細などが必要です。 ※外国語で記載されたものは和訳文を添付してください。	☐	☐
てんにゆうせいやくしよ 転入誓約書 ※久留米市指定様式	保育所等の入所申込時の住所が久留米市外の世帯のみ 転入誓約書を提出してください。 <u>入所日までに久留米市に住民登録することが入所条件ですので、ご注意ください。</u> マイナンバーの確認ができるものをご持参ください。 ※申請時点で住民票が市外にある場合は必要です。 ① 個人番号カード （児童本人および世帯全員のもの） ※顔写真付きのプラスチック製のカード ② ◎通知カード（児童本人および世帯全員のもの） ※紙製のカード ◎本人確認書類（申請者の分のみ） ※下記(1)又は(2)参照 (1)次のA～Fなど顔写真付きのものであればいずれか1点 A：運転免許証 B：パスポート C：身体障害者手帳 D：精神障害者保健福祉手帳 E：療育手帳 F：在留カード (2)次のH～Lであればいずれか2点 H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書 L：特別児童扶養手当証書	☐	☐
こ せきとうほん 戸籍謄本	母子・父子家庭で、児童扶養手当を受給していない方は、戸籍謄本（コピー可） の提出が必要です。	☐	☐
りやういく 療 育 手 帳	療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。 氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 <u>入所希望するお子さんに限らず世帯全員が対象です。</u>	☐	☐
ざいえん 在 園 証 明 書 （兄弟姉妹の分）	特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設などに在園（予定を含む）している場合。 予定の場合は、入園後に再度在園証明書の提出が必要です。	☐	☐

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

申込前に必ずチェック！

No.	項目	チェック内容	チェック欄
1	園見学について	希望園の保育方針や開所時間、アレルギー対応、通園の利便性、施設整備、体操服等の必要な持ち物等園によって異なります。入所後に、想定と違ったということがないよう、施設見学で確認してお申込みいただくようお願いいたします。 上のお子さんの時に見学に行ったことがあるではなく、入所希望のお子さんと一緒に見学をお願いします。 見学は各園にお問い合わせいただき、日程等あらかじめ調整してください。	☐
2	希望園について	希望園はいくつでも記入可能です。 ただし、必ずしも第1希望に決定するわけではありませんので、希望施設は十分に検討のうえ、利用する意思のある施設のみをお申し込みください。 決定後に辞退されることがないように、再度希望園についてご確認をお願いします。	☐
3	希望園が1施設だけの方へ	入所保留になる場合もあります。特に、復職予定や就労予定のため、必ず入所する必要がある方は、他の施設も検討して希望園に追加してください。 複数希望されたほうが、入所できる可能性は高くなります。ただし、第2希望以下の施設に決定しても入所しない場合は、1施設だけの希望で構いません。	☐
4	育休復帰・就労予定の方へ	令和8年度より新規就労予定の方や育児休業明けの方などの場合は、 就労開始する日より最大4週間前からの入所（ならし保育）を希望することができます。 <u>5月22日に育児休業から職場復帰予定で、4週間前から入所（ならし保育）希望の場合は、4月24日入所希望の申請になります。</u> <u>4月初旬に育児休業から職場復帰予定で、3月から入所（ならし保育）を希望の場合</u> ①4月1日入所希望の申請（令和8年度分）と、②3月入所希望の申請（令和7年度分）が必要です。①の結果で入所が決定した施設が、②で申請した希望施設と異なる場合は、令和7年度3月入所の締切日（令和8年2月10日）までに希望施設の変更のご連絡をお願いします。 ・令和7年度と令和8年度は別々に調整しますので、令和8年度の入所が決定しても、令和7年度3月入所（ならし保育）が確約されるわけではありません。 ・また、3月中のならし保育は、入所定員の関係で3月中の入所が困難な場合があります。 入所保留となり、育児休業の延長手続きをする場合、次の書類が必要です。 ・申請書の写し（ご自身で保管してください） ・入所保留通知書（調整後、市から郵送します）	☐
5	令和7年度（年度途中）の入所を希望される方へ	新年度の申請（令和8年4月～入所）とは別に申請が必要です。 令和7年度の年度途中入所の締切日【入所したい月の前日の10日（10日が土日祝の場合は直前の営業日）】までに別途申請をお願いします。	☐

チェックするっば！



申込方法（電子申請）

◆◆◆電子申請の第1次申込締切 令和7年11月30日（日）◆◆◆

電子申請の最終締切は令和8年1月31日（土）ですが、第1次申込でほぼ入所者が決定しますので、できるだけ第1次申込締切までにお申し込みください。

以下のQRコードからスマートフォンで各種申請をすることができます。

ただし、保育園申請にあたり入所日時点で2歳児以上のお子さんは面接が必須ですので、申請後、窓口にお越しいただく必要がございます。ご注意ください。



保育園申請



希望園の変更



不足書類の提出

※申請フォームが手続きにより異なりますので読み取りの際は、ご注意ください。

必要な手続きにあわせて、
読み込むっば！



1 説明を確認して「申請する」をタップ

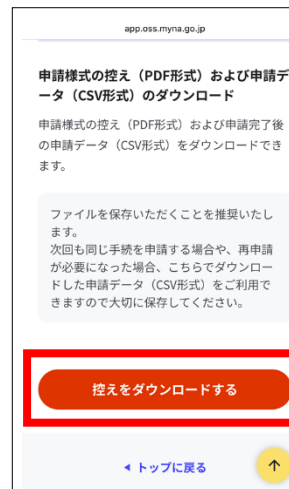
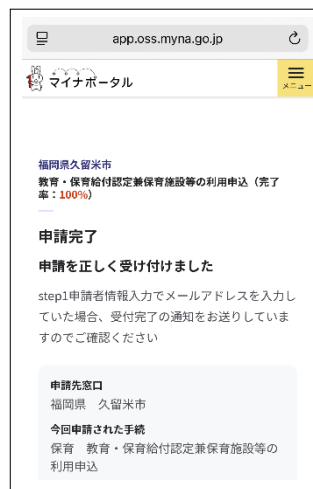
2 申請者（保護者）情報を入力

3 保育の申請情報を入力

4 就労証明書等の必要書類を添付（写真添付可）（※1）

5 入所日時点で2歳児以上のお子さんは、
締切日までに窓口で面接を受ける

この画面から申請書の写しを保存！



- ◎ 育児休業を延長する際、認定申請書の写しを求められる場合がありますので、電子データで保存をお願いします。
- ◎ 申請の際にメールアドレスの入力をお願いします。
- ◎ 受付後、不備がある場合は、子ども保育課より連絡をします。

申込方法（窓口申請）

◆◆◆第1次申込締切 令和7年12月10日（水）17時15分◆◆◆
最終締切は令和8年2月16日（月）17時15分ですが、第1次申込でほぼ入所者が決定しますので、できるだけ第1次申込締切までにお申し込みください。

① **令和8年度分の必要書類を準備する** 4～6ページ「認定要件と必要書類」

② **必要書類を提出し、提出時に面接を受ける（予約不要）**

子ども保育課または各総合支所市民福祉課の窓口へ、お子さんと一緒にお越しください。
面接では、お子さんの健康や発達状況を確認します。

※市民センターでの受付はできません。

※入所日時時点で0歳児・1歳児のお子さんは面接不要です。

歳児（クラス）・・・入所する年度の4月1日時点の年齢

電子申請をおすすめ
します。

会場	月 日	受付時間	お問い合わせ先
久留米市役所16階子ども保育課	第1次 11月 4日（火） ～ 12月10日（水）	9時～12時 13時～17時	0942-30-9025
田主丸総合支所（市民福祉課）			0943-72-2112
北野総合支所（市民福祉課）	第2次 12月11日（木） ～ 2月16日（月）		0942-78-3552
城島総合支所（市民福祉課）			0942-62-2112
三潨総合支所（市民福祉課）			0942-64-2313

休日受付

会場	月 日	受付時間	お問い合わせ先
久留米市役所16階子ども保育課	11月 9日（日） 11月30日（日）	9時～12時30分	0942-30-9025

※平日に来られない方は、上記の日程のみ受付いたします。

各総合支所市民福祉課は休日の受付はできませんのでご注意ください。

入所の選考は**先着順ではありませんが、書類不備等で受付できない場合があります！**

できるだけ11月中にお越しください！

例えば・・・就労証明書が不足していた。会社によっては発行に時間がかかるため締切りに間に合わない。ということも。お早めにお申し込みされることをお勧めします。

育児休業を延長する際、認定申請書の写しを求められる場合がありますので、申請書の写しを保管ください。

こんなときはどうするの？

●ならし保育について



(例) 5月22日から働くならば、入所希望日を4月24日にできます
※4月24日に入所 → 4月24日からならし保育スタート

Q. ならし保育って何ですか？

A. お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常よりも短い時間で預かりをします（午前中保育など）。期間は通常1～2週間程度、長い方で1か月程度かかることもあります。就労予定や、育児休業明けの方などは、ならし保育利用期間として、仕事を始める日より最大4週間前からの入所を希望できます。

●転入予定の手続きについて



電子申請の締切日は、1次11月30日(日)、2次1月31日(土)

Q. 市外から久留米市に引っ越してくる予定ですが、遠方のため窓口に行けません。郵送でのお手続きはできますか？

A. 電子申請ができます。必要書類等をご案内しますので、お早目に子ども保育課までご相談ください。その後、入所日までに必ず久留米市での住民登録を完了してください。

●認定要件が複数該当する場合



預ける理由が2つあるときは、書類も2つ必要です

Q. 仕事をしながら学校にも行っていますが、就労証明書と就学証明書どちらを準備したらいいですか？

A. どちらも準備してください。就労と就学の時間を合わせて、保育の必要量を認定します。仕事を掛け持ちしている場合や、仕事をしながら看護・介護をしている等でも同様です。

●本人確認について

Q. 申請書の「保護者」欄と、窓口申請に行く人は同じでないといけないですか？

A. 同じでなくても構いませんが、お子さんの家庭での状況がわかる方が来てください。

●保育の必要量の認定について



仕事でいつも送迎が間に合わない人は、相談を

Q. 就労時間が月110時間ですが、終業時間が17時です。保育短時間ではお迎えが間に合いません。保育標準時間が利用できますか？

A. 月120時間未満でも、定められた出勤、退勤時間のため、保育短時間利用では送迎が間に合わない方は、保育標準時間を利用できる場合があります。就労証明書提出の際にご相談ください。ただし、時間に余裕のある朝はゆっくり送る、仕事が早く終わる日は早めに迎えに行く等、実情に合わせて、必要な範囲での保育利用をお願いします。

●認定変更について



変更は、前の月までにお申し込みを

Q. 現在、求職活動中で、保育短時間認定を受けて入所しています。フルタイムの仕事が決まったので、標準時間認定を受けたいです。何か手続きが必要ですか？

A. 就労証明書を準備して、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課で変更申請をしてください。なお、認定の変更は、申請日の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

例) 5月1日からの就職が決定した場合（短時間認定から標準時間認定へ）

パターン1

4月中に就労予定の証明書を添えて変更申請をすると、5月1日から保育標準時間認定を受けることができます。ただし、就労開始後1か月以内に就労証明書の提出が必要です。

パターン2

5月になってから変更申請をすると、標準時間認定への適用は6月からとなり、5月中は短時間認定のままです。施設が設定している短時間保育時間を超える場合は、別途延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合



求職活動は、年に90日以内！

Q. 求職活動中で入所した場合や、入所後、途中で退職して求職活動をしている場合で、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 誓約書の有効期間は年度内で通算90日(3か月)です。求職活動で入所した場合は、入所日から90日後の属する月の月末までに、退職した場合などは、その翌月から90日後までに就労が決まらなければ原則退所となります。倒産や派遣切りなどやむをえない場合はご相談ください。

●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1か月分かかりますか？

A. 欠席しても保育料は全額お支払いただきます。

●休園について



お休みする前に、お早めにご相談ください

Q. 里帰りの間、休園することはできますか？

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合は、2か月以内であれば休園を認めています。保育料は全額お支払いいただきます。まずは、施設もしくは市へご相談ください。

●転園について



年度途中の転園は、引っ越し、転勤以外は原則できません

Q. 市内の別の保育園に転園したいのですが？

A. 年度途中の転園は、転居や勤務地の変更を除き原則できません。まずは、市へご相談ください。市に必要書類をご提出いただくことになりますが、その際に必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。

●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいですか？

A. 退所は、原則月末日となります。(在籍月分まで保育料が発生します。) お早めに施設に退所する旨を伝え、施設に退所届を提出してください。

●病気になった時の保育

Q. 子どもが病気の時はどうしたらいいですか？

A. お子さんの安静の確保と感染症等拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「病児保育」を実施しています。事前に利用登録が必要です。くわしくは各施設へおたずねください。

【実施施設】	マリアン・キッズ・ハウス（聖マリア病院）	0942-34-3165
	エンゼルキッズ（久留米大学医療センター）	0942-22-6621
	ハイジア病児保育室（ハイジア内科）	080-4443-7422
	たのっしーランド（田主丸中央病院）	0943-72-1633

こんなときは必ず連絡を！

Q. 入所決定後や入所後に、住所や家族状況(結婚・離婚など)、保護者の就労状況などが変わった時はどうすればいいですか？

A. 変更の手続きが必要です。提出する書類などは変更事項によって異なりますので、子ども保育課・各総合支所市民福祉課や利用施設にまずはご連絡ください。
保育の必要量の区分や保育料の算定が変更になる場合があります。
求職中から就労へ変わる場合は P.11 の ●**認定変更について** を参照してください。



仕事を始めた、転職した、仕事を辞めた、病気で働けなくなった、引っ越した、結婚した、離婚した、障害者手帳を取得したなどなど・・・
変わったことがあったら、お知らせください

Q. 入所申込の時には求職活動中でしたが、急に仕事が決まりました。4月からの入所の選考で有利になりますか？

A. すぐに就労証明書の記入を会社に依頼して、子ども保育課・各総合支所市民福祉課にて変更申請をしてください。例えば、来月から就労予定の場合は、「就労予定である」という証明書をご提出ください。

入所調整は、保護者の就労状況や家庭の状況を点数化して実施しています。「就労中」または「就労予定」は、「求職中」より調整の点数が高くなります。申込締切日までに就労証明書等の提出がないと、調整に反映できませんのでご注意ください。必要書類などが不明な場合には、お早目にご連絡ください。



選考にあたっては、保育を必要とする度合いの高い順（基本、基準点と調整点の合計点が高い順）に入所児童を決定します

例えば、求職活動中では基準点が6点、月64時間以上の自宅外での就労では基準点が12点となります（詳しくは、「久留米市保育利用選考基準」参照）
締切日までに就労証明書等を提出されると、より高い点数で次の調整を迎えることができます

Q. 2号認定で保育園・認定こども園を申し込んでいて、入所が決まったけど、やっぱり幼稚園に行くことにしました。どうすればいいですか？

A. 他の方が空きを待っている場合があります。入所しないことが決まったら、必ず辞退のご連絡をお願いします。

保育料について

1 保育料の決定方法について

保育料はお子さんの保護者等の市民税額によって決定します。入所後、決定通知を郵送します。

いつの分？	誰の？	何に基づいて決まる？
令和8年4月分から 令和8年8月分まで	お子さんの保護者等 (父母の収入の合計が120万円未満 (児童手当等含む)の場合、同居してい る祖父母の所得を含めます。)	令和7年度 市民税の所得割額※ (令和6年中の所得)
令和8年9月分から 令和9年3月分まで		令和8年度 市民税の所得割額※ (令和7年中の所得)

※保育料で参照する市民税の所得割額は、配当控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用せず、これらの控除前の額で算定します。

○ 毎年9月が保育料の切り替え時期となります ○

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料						当年度の市民税額に基づく保育料					

※ 保護者等の市民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

※必要書類の不備や市民税未申告の方は、**最高額**で仮決定しています。至急、必要な手続きをとったうえで、子ども保育課へ連絡してください。

※令和7年1月1日時点で久留米市に住民票がなく、市民税額が確認できない方は、**最高額**で仮決定しています。至急、令和7年度所得課税証明書を、子ども保育課へ提出してください。

2 保育料の軽減について

保育所の運営に必要な経費は、保護者のみなさま、市、国などで負担することとされています。本市では、厳しい財政状況ではありますが、国の基準によりみなさまが負担すべきとされる保育料から、市の追加負担により軽減しています。

◆ 保育所の運営に必要な経費の負担割合

市の追加負担

国が定める利用者負担		国が定める公費負担		
保護者負担 (市が定める保育料)		市の負担 (1 / 4)	県の負担 (1 / 4)	国の負担 (1 / 2)

◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんの保育料は無料です。

◆ 複数名お子さんがいる場合、施設に在籍する就学前児童の上から順に第2子の保育料は半額、第3子以降は無料です。

◆ 要保護者世帯は、保育料の減額の対象となる場合があります。

要保護者世帯・・・ひとり親と認定される世帯
世帯員が障害者手帳等を所持している世帯
離婚調停中・裁判中で裁判所等からの書類を提出している
DVの事実を証明する書類を提出している

3 保育料の納付について

久留米市では、保育料の「口座振替による納付」をお願いしております。

なお、**認定こども園および事業所内保育事業所、小規模保育事業所へ入所した方は、直接施設へ納付してください。**

◆ 振替日：毎月末日（12月は25日）

※ただし当日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

◆ 口座振替の手続き

下記①～③のいずれかの方法で手続きをお願いします。
どのお申し込みでも、登録後に「口座振替開始のお知らせ」を郵送にて通知いたします。

登録にかかる時間は、

- ① 1週間程度
- ② 1週間程度
- ③ 1～2か月程度
- ①と②がおすすめっば！



① WEBでのお申し込みの場合

パソコン・スマホ・タブレット端末にてインターネットで登録ができます。お手元に通帳またはキャッシュカードをご準備の上、下記 QR コードの読み込みまたは検索にてご登録ください。

銀行によっては受付できない場合もあります。対象の金融機関については下記こうふりネットホームページにてご確認ください。

お申し込みは
こうふりネットから



または

久留米市 保育料 WEB 口座

検索

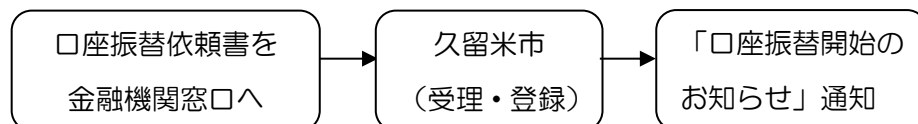
② 市役所でお申し込みの場合

振替を希望する金融機関のキャッシュカードがあれば、市役所16階子ども保育課・各総合支所市民福祉課の窓口にて「ページ専用端末」で読み取ることで登録することができます。金融機関によっては受付できない場合もあります。対象の金融機関については久留米市ホームページにてご確認ください。

久留米市 保育料 ページ

検索

③ 各金融機関でのお申し込みの場合



※ 口座振替が開始するまでの保育料については、納付書を発行しますので、金融機関の窓口などで納付してください。

※ 口座振替依頼書は、市役所16階子ども保育課・各総合支所市民福祉課に置いてあります。なお、ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行に設置の専用申込書で手続きしてください。

保育料の納付には便利な口座振替をご利用ください。

重要事項確認書

No.	確認項目	確認内容
1	入所案内の確認	「久留米市子どものための教育・保育 給付認定申請・入所申し込みのご案内」はお読みになりましたか。 申し込み前に必ず入所案内をお読みください。
2	求職による申し込み	求職のための保育所等の入所の利用期間は、入所後最長 3 ヶ月間です。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
3	出産による申し込み	出産のための保育所等の入所の利用期間は、分娩（予定）日を基準として産前 8 週（多胎妊娠の場合にあっては 14 週）の日の属する月の初日から産後 8 週の日の属する月の月末までです。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
4	就労等予定での申し込み	就労や就学など予定の状態で証明書類を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。 書類の提出がなかった場合は、退所となります。
5	育児休業復帰での申し込み	育児休業復帰で申し込まれた方は、職場復帰後に再度就労証明書をご提出ください。 期限内（入所申し込み時に申請された復職予定日から 1 か月以内）に提出されない場合は、退所していただくことがあります。 なお、入所後に下の子が出生し、新たに育児休業を取得する場合、入所している児童の保育時間は短時間保育になります。
6	ならし保育	ならし保育とは、集団生活への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行うものです。 就労予定の方や育児休業明けの方などは、就労開始する日より最大 4 週間前からの入所（ならし保育）を希望することが可能です。 認定申請書の「利用を希望する期間」の開始日は、ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください。 保育料は、通常の入所と同じ取り扱いになります（日割りで発生します）。 なお、ならし保育の具体的な期間などについては、園見学の際に施設にお尋ねください。
7	必要書類の提出	提出書類の不足などが無いよう速やかに書類を提出してください。 入所締め切り時点で提出いただいた書類をもとに認定および利用調整します。 希望する事由での書類の確認ができない場合は（就労証明書などの書類不足や内容不備）、求職中として認定および利用調整します。 また、就労が 1 か月で 64 時間に達しない場合も、書類不足と同様に求職中として認定および利用調整します。
8	お子さんの面接	入所が内定したお子さんについて入所日までに面接を受けられない場合や、面接の結果によって集団保育が困難であると判断された場合、入所が取り消しになることがあります。 <u>※入所日時点で 0 歳児・1 歳児のお子さんは除く。</u>
9	書類提出の締め切り	利用調整は、入所の締め切り時点で提出いただいた書類および希望園をもとに行います。 締め切り後の変更内容については、次回の調整からの反映になりますのでご注意ください。
10	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。

No.	確認項目	確認内容
11	年齢制限がある園からの転園	保育年齢に上限がある事業所内保育事業所や小規模保育事業所、認定こども園（保育部分）に在園しているお子さんが引き続き他の保育所等での保育を希望される場合は、別途手続きのうえ利用調整の対象となります。 その際、必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。
12	申請後の内容変更	認定申請後に内容の変更が生じた場合は、必ず認定申請内容変更申請書と就労証明書など変更申請に必要な書類を提出してください。
13	入所調整の方法	利用を希望された施設のみ利用調整を行います。施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します（先着順や抽選ではなく、「久留米市保育利用選考基準」に基づき調整を行います）。 ※保護者と連絡が取れない場合や施設見学に行かれていない場合は、入所調整ができないことがあります。
14	入所調整結果の確認	調整の結果、入所保留（待機）となる場合があります。 利用調整結果に関するお問合せについて、原則として通知発送前には電話・メール・窓口ではお答えできません。
15	入所保留の申請有効期限	入所希望月に入所できなかった場合、申請書裏面の「待機する意思」欄に「有」にチェックされた方に限り該当年度中は有効です。 それまでに入所に至らず、翌年度4月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度必要書類を揃えて新年度の申し込みが必要になります。
16	申請の辞退	入所の意思がなくなった場合は、必ず子ども保育課（TEL0942-30-9025）に連絡ください。
17	転出された場合	保育所等の入所後に久留米市から転出された場合は、退所になります。 在園していた保育所を利用できるのは転出日前日の属する月の末日までです。
18	退所していた場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③1か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
19	保育料算定に必要な税額が不明な場合	未申告等で保育料算定に必要な市町村民税が確認できなかった場合は、仮の保育料額として最高階層で算定します。適正な保育料算定のために、必要な資料を提出してください。
20	保育料算定に必要な税額が変更になった場合	保育料算定に必要な税額の変更による保育料の変更は、税額変更が生じた日の属する年度分に限りします。
21	副食費の変更	市町村民税の情報（同一世帯者を含む）や世帯情報の調査の結果、免除基準額を超えた場合または多子軽減措置が適用外となった場合は免除の取消しを行うことに同意します。
22	保育料・副食費の支払い	保育料・副食費は納期限までに納付してください。 保育料・副食費の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。 納付が遅れる場合は、子ども保育課に納付可能日の連絡をお願いします。
23	保育料・副食費の滞納	保育料・副食費を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをします。 保育料・副食費の滞納整理のために、市職員が自宅および勤務先へ電話または訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査および差押等の滞納処分を行うことがあります。

※全ての項目を確認後、ご理解いただいたうえでの申し込みになります。

認定申請書（施設利用申請書）記入例

久留米市長 久留米 ひとみ		申請(申込)日 令和7年11月5日	
お二人以上の同時入所の場合は、保護者を必ず統一してください。父母どちらかが市外別居の場合は、市内で子と同居している方を記入してください。		保護者氏名 久留米 ひとみ	
利用を希望する認定区分		2号(保育が必要な3歳以上児童) ☒ 標準時間(11時間まで) ☐ 短時間(8時間まで) ☐ 3号(保育が必要な3歳未満児童) ☐ 標準時間(11時間まで) ☐ 短時間(8時間まで)	
ふりがな	くるめ きらり	生年月日	令和5年5月23日
児童名	久留米 きらり	性別	男 ☐ 女 ☒
健康状況等	障害や病状	☐ 無 ☒ 有 身体的障害(手足・視覚・聴覚) 症状・病名(自閉症)	
	発達等気になること	☐ 無 ☒ 有 (ことば・落ち着きがなく動き回る・こだわりが強い)	
	健診時の要観察項目	☒ 無 ☐ 有 (内容: 発達等に気になることがあるお子様や障害等をお持ちのお子様を安全にお預かりするために、配慮が必要なことについて記入をお願いします。)	
	食物アレルギー	☐ 無 ☒ 有 (内容: 卵アレルギー)	
現住所	久留米市城南町●●●●		電話番号
令和7年1月1日現在の住所	☐ 久留米市内 ☒ 久留米市外 (●●●●) 市 区・町・村	父	●●●● - ●●●● - ●●●●
令和8年1月1日現在の住所	☒ 久留米市内 ☐ 久留米市外 () 市 区・町・村	母	XXX - XXXX - XXXX
認定証番号(市記入欄)	記入不要 既に支給認定を受けている場合に記入してください。		
現在の保育の状況	☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 届出保育施設 ☐ 一時預かり・預かり保育 ☐ 事業所内保育 ☒ 家庭等		

- 1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)
- ※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例: 単身赴任、離婚調停中など)
- ※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。
- ※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上お記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

入所児童の家庭の状況	ふりがな	氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段: 勤務先・就学先等の状況 下段: 別居の状況
	くるめ たろう	久留米 太郎	父	昭和61年4月7日	同居	
	くるめ ひとみ	久留米 ひとみ	母	昭和61年12月22日	同居	(有) ●●●ハウス
	くるめ はなこ	久留米 花子	姉	平成23年9月13日	同居	●●●中学校
	くるめ じろう	久留米 次郎	兄	平成30年6月1日	同居	●●●小学校
	ふくおか ひろこ	福岡 博子	祖母	昭和32年7月8日	同居	病気療養中
					別居	☐ 市内 ☐ 市外(市町村名:)
					別居	☐ 市内 ☐ 市外(市町村名:)
					別居	☐ 市内 ☐ 市外(市町村名:)
					別居	☐ 市内 ☐ 市外(市町村名:)
生活保護の受給	☒ 無 ☐ 有		ひとり親世帯の該当		☒ 無 ☐ 有	
同居の障害者の有無	☐ 無 ☒ 有 (氏名 福岡 博子、久留米 きらり)					

- 2 税情報等の提供に当たって
- 同居の方が障害者手帳をお持ちの場合は有にチェックしてください。また、療育手帳の場合は写しを提出してください。
- ひとり親世帯に該当し、児童扶養手当を受給していない方は戸籍謄本の写しを提出してください。
- 食費の免除に必要な市町村民税(同一世帯者を占む。)及び世帯市町村民税(同一世帯者を占む。)の負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
- 就労予定の方や、育児休業明けの方で、ならし保育を希望される場合は、就労を開始する日より最大4週間前(4週間前の日が日曜・祝日の場合は翌営業日)から入所希望できます。
- 保護者氏名 久留米 ひとみ

利用を希望する期間	令和8年4月1日から	☒ 小学校就学前まで
	※ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください	☐ 年 月 日まで
利用を希望する時間	8時30分(登園)から17時00分(お迎え)まで	
父	☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 病気・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☒ その他(単身赴任中)	
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分まで	
母	☒ 就労 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ 病気・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ その他()	
就労等(就学)時間	9時00分 ~ 16時30分まで	
その他	育児休業明け ☐ 無 ☒ 有 (令和8年4月15日復帰予定)	
兄弟姉妹保育園利用	☒ 無 ☐ 有 (保育園)	
生計中心者の失業	☒ 無 ☐ 有 (雇用保険支払証明書等の写しを提出ください。)	
入所後の通園手段	☐ 徒歩 ☒ 自転車 ☐ 自家用車 ☐ バス ☐ 電車 ☐ その他 (おおよそ 分)	

※裏面もご記入ください。

年度内の転園は要件を満たす方以外認められません。
事前に施設見学をするようお願いします。

5 個人番号(マイナンバー)記入欄

*久留米市記入欄

19

そのほか くわしい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索



令和7年10月発行

【お問い合わせ】

名称	所在地	電話番号
子ども未来部子ども保育課	〒830-8520 久留米市城南町15番地3（16階）	0942-30-9025
田主丸総合支所市民福祉課	〒839-1298 久留米市田主丸町田主丸459番地11	0943-72-2112
北野総合支所市民福祉課	〒830-1192 久留米市北野町中3245番地3	0942-78-3552
城島総合支所市民福祉課	〒830-0292 久留米市城島町檜津743番地2	0942-62-2112
三潴総合支所市民福祉課	〒830-0192 久留米市三潴町玉満2779番地1	0942-64-2313

